

①死亡に関する市役所以外の手続（あくまでも参考です。必ずそれぞれの手続き先にお問合せください。）

対象	主な手続	必要なもの	専門家	手続き先
生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求	死亡から2年以内 ・保険金請求書（保険会社から） ・保険証券 ・保険受取人と故人の戸籍謄本 ・死亡診断書 ・受取人の印鑑証明書 など 注）保険の受取人が故人の場合は相続財産の対象になります。 ※保険会社に確認が必要です。		契約していた 生命保険会社
預貯金口座等	口座解凍手続	・故人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本 ・相続人全員の戸籍謄本 ・相続人全員の印鑑証明 ・遺産分割協議書 （協議後は戸籍・印鑑証明は相続者のみでよい） ・通帳 など ※預金のある金融機関に確認が必要です。 銀行によっては少額の場合必要書類が少なくなることもあります。 例えば大分銀行は200万円以下など。金融機関にお尋ねください。		預け入れ金融機関 （その他故人の引き落とし口座やキャッシュカードの手続きもあります）
株式等	名義変更等	・故人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本 ・相続人全員の戸籍謄本 ・相続人全員の印鑑証明など ・遺産分割協議書 ※株権のある証券会社に確認が必要です。		該当株式の証券会社
普通自動車	自動車税 名義変更・廃車等	普通自動車の税金について		別府県税事務所 別府市大字鶴見字下田 井14-1 0977-67-8211
		251cc以上（普通自動車・小型二輪）の名義変更や廃車手続 不動産相続関係と同等の書類が必要です→有料代行が多い ・車検証 ・車庫証明（故人と新所有者の住所が同一の場合は不要） ※毎年4月1日現在の所有者に課税されます。 早めの手続きをお願いします。	行政書士	大分運輸支局 大分市大州浜1丁目1-45 050-5540-2087
126cc以上の 軽四輪・二輪	名義変更・廃車等	126cc以上（軽自動車・二輪）の名義変更→有料代行が多い ・車検証 ・印鑑 ・車検証の所有者の印鑑 ・新所有者、所有者の印鑑 ・新所有者の住民票（マイナンバーのない3箇月以内発行のもの） ・車両番号変更の場合はナンバープレート2枚 ・車庫証明（故人と新所有者の住所が同一の場合は不要） 廃車手続は名義変更手続後に行う ※毎年4月1日現在の所有者に課税されます。 早めの手続きをお願いします。	行政書士	大分県軽自動車協会 大分市三佐5丁目1-27 097-524-0222
所得税準確定申告	所得税の申告・納税	死亡日の翌日から4箇月以内 ・亡くなった年の1月1日から死亡日までの所得の申告書 ・所得の控除資料（生命保険領収書・医療費控除証明資料など） 故人が、自営業または、年収2千万円以上の給与所得者の場合	税理士	
国税関係	相続税手続 所得税・消費税申告手続	死亡日の翌日から10箇月以内 ・故人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本 ・相続人全員の戸籍謄本 ・相続人全員の印鑑証明 など 遺産に係る基礎控除以下の場合、申告・納税不要 基礎控除額：(3,000万+(600万×法定相続人の数))	税理士	別府税務署 別府市光町22-25 0977-23-2111
不動産登記関係	土地・家屋等 所有権移転登記	・故人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本 ・故人の戸籍の附票または住民票の除票 ・相続人全員の戸籍謄本 ・相続人全員の戸籍の附票または住民票 ・相続人全員の印鑑証明など ・遺産分割協議書 ・固定資産評価証明書→これに基づき相続税がかかる	司法書士	大分地方法務局 大分市荷揚町7-5 097-532-3161

遺言書 (公正証書を 除く)	検認・開封	<ul style="list-style-type: none"> ・開封していない遺言原本 ・相続人全員の戸籍謄本 ・受遺者（遺言で財産贈与を受ける方）の戸籍謄本 ・遺言者の出生から死亡までの全ての戸籍謄本 ・印鑑など 	弁護士 司法書 士	大分家庭裁判所 大分市荷揚町7-15 097-532-7161
相続放棄	相続放棄の申立	相続開始の3箇月以内に申請 <ul style="list-style-type: none"> ・相続放棄申述書 ・故人の戸籍の附票又は住民票の除票 ・相続放棄する方の戸籍謄本 など 	弁護士	大分家庭裁判所 大分市荷揚町7-15 097-532-7161

注意) 行政書士ができる < 司法書士ができる < 弁護士ができる

専門家：有料代行を依頼される場合

●市役所が発行する必要書類は下記のとおりです。

戸籍・住民票・税に関する証明書

なお、戸籍謄本等につきましては、申出により原本を返却されるものもあります。

②死亡に関する市役所以外の手続（あくまでも参考です。必ずそれぞれの手続き先にお問合せください。）

対象	主な手続	必要なもの	手続き先
固定電話 携帯電話	名義変更・解約	各契約会社にお問合せください。	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	NHKに連絡し、手続きを行ってください。	NHK名義変更 フリーダイヤル 0120-151515
公共料金	電気・ガス・水道 名義変更・解約	電気 ガス 水道（別府市水道局）に連絡してください。	各契約会社
賃貸住宅	解約・名義変更	家主・管理不動産会社に連絡してください。	家主・管理不動産会社
運転免許証	返納	右記に連絡してください。	別府警察署 0977-21-2131
インター ネット	解約・名義変更	契約会社に連絡してください。	契約会社
クレジット カード	解約	契約会社に連絡してください。	契約会社
パスポート	返納・無効化	パスポートの有効期限が残っている場合のみ手続き <ul style="list-style-type: none"> ・故人のパスポート ・死亡届 ※希望すれば後日返却できます。	別府市市役所市民課 パスポート係①番窓口 大分市パスポートセンター 大分市役所本館地下一階 097-574-6355
ケーブルテ レビ	名義変更・解約	ケーブルテレビに連絡してください。	CTBメディア 0977-24-3553
故人の住居 の片付	遺品の処分	<ul style="list-style-type: none"> ●家電等のリサイクル法対象物→郵便局で家電リサイクル券を購入した後 →家電業者に持ち込み 無料 →環境課に連絡・有料 66-5349 ●粗大ゴミの廃棄→屋外に搬出できる →別府市環境課66-5349へ電話 →屋外に搬出できない→市の登録業者をご案内します ●多量ゴミは藤ヶ谷清掃センターに持込可 67-6111 料金:90kgまで無料・重さによる もやすゴミ 月～土・祝 8:30～17:00 もやさないゴミ 月～金 9:00～15:00 	
	部屋の清掃	シルバー人材センター 24-4080（要相談 お受けできない場合あり）	

死亡に関する手続きは、故人により様々です。

届出に必要な書類も、提出先や相続される方の続柄等で異なります。

お手数ですが、必ず届出先にご確認ください。